

旭川市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

	項目	ガイドラインで示されている要件
1	運送主体	地方公共団体の長から具体的な協力依頼を受けた営利を目的としない法人（NPO法人，社会福祉法人，医療法人，公益法人等の非営利法人）
2	運送対象	<p>対象となる旅客は，会員として登録されたつぎに掲げる者およびその付添人とする。</p> <p>介護保険法に規定する「要介護者」および「要支援者」</p> <p>身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」</p> <p>その他肢体不自由，内部障害（人工血液透析を受けている者を含む），精神障害，知的障害等により単独での移動が困難であり，かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者。</p>
	形態	運送の発地または着地のいずれかが当該地方公共団体の区域内にある。
3	使用車両	<p>車椅子やストレッチャーのためのリフト，スロープ，寝台等の特殊な設備を設けた自動車</p> <p>回転シート，リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車</p> <p>セダン型は特区の認定を受けた地域のみ可能</p> <p>本市は公共交通機関のセダン型タクシーの供給が多いことから特区申請は行わないこととする。</p>
	使用権原	使用する車両は，運送主体が使用権原を有する必要がある。運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には，運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。
	車両の表示	有償運送の許可を得た車両であることを使用自動車の車体の側面に外部から見やすいよう表示する必要がある。
4	運転者	<p>普通第二種免許保持者を基本とする。これによりがたい場合には，当該地域における交通の状況等を考慮して，都道府県公安委員会等が実施する講習を受けているなど，運転技術について十分な能力や経験を有していると認められる必要がある。</p> <p>例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定期間運転免許停止処分を受けていないこと 都道府県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者（北海道は該当なし） 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
5	損害賠償措置	対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入
6	運送の対価	<p>当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に，地域の特性などを勘案して定めるものとする。</p> <p>旭川地域の小型上限運賃は</p> <p style="padding-left: 20px;">初乗り1.4kmまで550円、以後322m毎に80円</p>
7	管理運営体制	運行管理，指揮命令，運転手に対する監督及び指導，事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制，その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。
8	法令順守	許可を受けようとする者が，道路運送法第7条の欠格事項に該当するものでないこと。